

<会場および日程>

会場 日程	総合健康ゾーン 健康福祉施設	城崎地区 公民館	竹野地区 公民館	日高健康福祉 センター	出石健康福祉 センター	合橋地区 公民館
第1回	4月9日(火)	4月22日(月)	4月11日(木)	4月12日(金)	4月15日(月)	4月17日(水)
第2回	5月14日(火)	5月27日(月)	5月9日(木)	5月17日(金)	5月20日(月)	5月29日(水)
第3回	6月11日(火)	6月24日(月)	6月13日(木)	6月14日(金)	6月17日(月)	6月19日(水)
第4回	7月16日(火)	7月29日(月)	7月11日(木)	7月12日(金)	7月22日(月)	7月24日(水)
第5回	8月27日(火)	8月26日(月)	8月8日(木)	8月9日(金)	8月19日(月)	8月21日(水)
第6回	9月17日(火)	9月30日(月)	9月12日(木)	9月13日(金)	9月9日(月)	9月25日(水)

・上記6カ所から1会場を選択
 ・時間はいずれも午前10時～正午(第3、4回は午前10時～午後0時30分)

からだまるいっしょ元気塾

対 65歳以上で、健康づくりに
 関心のある方

内健康講話、運動実技・体力
 測定、お口の健康度チェック

ク、調理実習など

料 1教室(全6回)5000円

定 1教室10～20人

申期 3月4日(月)～22日(金)

申問 健康増進課

☎ 24-1127 F 24-9605

相談



行政書士による

遺言・相続無料相談会

日 3月16日(土)午後1時30分

～4時30分

所 じばさん但馬(大磯町)

相談内容 遺言、相続

問 兵庫県行政書士会但馬支部

☎ 0796-94-0606

司法書士による

相続・登記・多重債務・

消費者問題・成年後見等

市民生活無料相談会

日 3月16日(土)午後1時～4

時※予約制

所 豊岡市民プラザ(大手町)

予約問 兵庫県司法書士会但馬

支部

☎ 079-676-3368

制度



指定ごみ袋の無料交付制度
をこ存じですか?

市では、疾病などで日常生活において長期にわたり、おむつ等を使用している方などで、希望する方に指定ごみ袋を無料で交付しています。

対

・加齢・疾病による身体の機能の低下、身体・知的または精神障害により、日常生活において長期にわたり、おむつなどを使用している方
 ・生活保護法の規定で、生活扶助を受けている方
 ・申方生活環境課、社会福祉課、高年福祉課、または各総合支所市民福祉課にある所定の申請書に記入の上、持参または郵送

※申請書には、ケアマネージャー、民生委員などの確認印が必要
 ・申期年間を通じて随時申請。ただし、平成25年度当初分の申請期限は3月29日(金)必着

指定ごみ袋の交付申請者に免除決定通知書を送付。それを持参した方に生活環境課、

各総合支所市民福祉課で交付

申問 生活環境課環境衛生係

☎ 23-5304または各総合支所市民福祉課

その他



麻しん・風しん予防接種は
済みましたか?

今年4月に小学校に入学する方、現在中学1年生、または高校3年生に相当する年齢の方は、乳児期に接種した麻しん・風しん予防接種の追加接種を済ませましょう。



対

・第2期：平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方(小学校就学前の1年間の期間にある方)

・第3期：平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの方(平成24年度中学1年生)

・第4期：平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方(平成24年度高校3年生)

生の年齢に相当する方)

接種費用 無料(接種期限を過ぎると有料)

接種回数 1回

※平成24年4月以降に予防接種した方は、接種完了しているため、再度接種する必要なし

接種期限 3月31日(日)

他

- ・ 予防接種協力医療機関への事前申込みが必要
- ・ 予診票が手元にない場合は再交付する

第3、4期は、平成20～24年度までの5年間の経過措置のため、第2期対象の方が第3、4期の年齢に、第3期対象の方が第4期の年齢になったときには無料の対象とはならない(本年度中の接種をお勧めします)。

問 健康増進課 ☎24-11127

「すくすく教室(1歳児育児教室)」の名称等変更

「すくすく教室(1歳児育児教室)」は、4月1日から、「1才のすくすく広場」に名称が変わります。内容も従来の育児教室から、離乳期から幼児期へと移る時期の栄養、歯の

健康教室に変わります。

○変更後の内容など

- ・ 対象：1歳の誕生日の翌月の幼児
- ・ 内容：幼児食の話・試食、歯みがきの話、エプロンシアター、栄養・歯科相談(希望者のみ)

詳細は、3月10日号以降の市広報紙「保健行事」ページを参照

問 健康増進課 ☎24-11127

市民会館および出石文化会館ひほこホールの休館日等変更

4月1日から、市民会館および出石文化会館ひほこホールの休館日を、「毎週火曜日、12月29日～翌年の1月3日」に変更します。

また、出石文化会館ひほこホールの小ホール、楽屋、ギャラリーの申請受付期間を、「使用しようとする日前6月の属する日の初日から使用前5日までの日」に変更します。

- 他** 詳細は、問い合わせ
- 問**
- ・ 市民会館 ☎23-10255
 - ・ 出石文化会館ひほこホール ☎52-6222

2輪車(バイク)、軽自動車などの廃車、名義変更の申告は3月31日までに

2輪車(バイク)、軽自動車、トラクターなどを廃車や譲渡した場合は、申告が必要です。軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。既に廃車や譲渡をしても、3月31日までに申告をしないと、平成25年度の軽自動車税が課税されます。

軽自動車税には、月割りの制度がありませんので、4月2日以降に廃車の手続きをしても、その年度は1年分の税金が課税されます。

また、農耕用の作業車は、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象です(乗用装置を備え付けている、最高速度が毎時35キロメートル未満の農耕用トラクターや刈り取り脱穀作業車(コンバイン)、田植機、農耕用薬剤散布車など)。



※農耕用作業車を所有し、まだ登録していない方は、早

急に手続きをしてくださいます。急い替えの場合は、ナンバープレートを付け替えるだけでなく、申告が必要です。

車種	申告受付・問合せ
原動機付自転車(125cc以下の2輪車) 小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎21-9045または各総合支所市民福祉課
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会 兵庫事務所姫路支所 ☎079-231-4101 ホームページアドレス http://www.keikenkyo.or.jp/
2輪の軽自動車(126cc～250ccの2輪車) 2輪の小型自動車(250ccを超える2輪車)	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067 ホームページアドレス http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/

■東日本大震災・原子力発電所事故で被害を受けた方へ
被災車両に代わる軽自動車などを取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が、非課税です。非課税措置を受けるには、申請が必要です。

問 税務課市民税係 ☎21-9045